

ア 7-6-2-3

● 大坂天満組古川町一丁目文書の整理について

古川町（ふるかわちょう）一丁目文書は一箱に収められており、総数は56点である。図書館に入った経緯は明らかでないが、既に『関西大学所蔵 大阪関係資料目録』（昭和35年1月1日現在、関西大学図書館シリーズ No.6、関西大学図書館 昭和35年刊）の「摂河泉近世文書目録」に、「古川町」として掲載されている（151頁）。そのおりに整理されており、1から30-17まで番号が振られた付箋が挟まれていたので、それをそのまま資料番号として利用した。冊子類の中に挟み込まれた無番の文書には、その冊子の番号を親番号として枝番を付けることにした。

● 大坂天満組古川町一丁目について

古川町は元禄11年（1698）、淀川下流域の九条村内に新たに造られた町で一丁目と二丁目に分かれ、堀江新地三十三町の内で、古川新地とも称した。当初は大坂三郷の北組・南組支配であったが、同16年に天満組へ移り、安治川沿いに西に延びる区域の中に含まれる。淀川の旧河道である古川の南、川に沿って東西に細長く広がり、町の南側には川口船手奉行配下の与力・同心屋敷が並んでいた。大坂と日本各地をつなぐ水上交通の要衝、安治川口に近い。古川町一丁目の北は古川を挟んで富島町一丁目であり、両町は古川に架けられた古川橋でつながる。

● 大坂天満組古川町一丁目文書の内容について

古川町一丁目文書は、明らかに町年寄・戸長を務めた家の文書であり、おそらく河内屋休兵衛家のものと考えられる。河内屋がどのような商家であったかは分からない。文書の一部には、富島町一丁目のものも含む。作成年代は元禄8年（1695）から明治16年（1883）頃までで、明治20年代の追記も見られる。内容としては、とくに土地〔資料番号1～13、以下番号のみを示す〕と戸口〔14～24〕に関するものが充実している。

◎ 古川町一丁目水帳と地並絵図について

土地については宝永3年（1706）・享保11年（1726）・宝暦3年（1753）・文化12年（1815）・文政8年（1825）・安政3年（1856）の地並絵図〔1～6〕と、宝永3年から文政8年までの絵図に対応した水帳〔9～13〕が残る。絵図は閲覧に便利のように、すべて屏風たたみで二つ折りにされている。

絵図・水帳ともに名義・地割変更についての付箋・貼紙があり、土地所有の細かい変遷を知ることができる。〔12・13〕の水帳からは、安永7年（1778）・寛政10年（1798）にも水帳・絵図が作られていたことが判明するが、現存する〔9～13〕の水帳の裏表紙には「一」～「五」の墨書の通し番号があるので、失われて久しいようである。

「三郷水帳町数・家数・役数寄帳」（『大阪編年史』26）によると、元禄13年（1700）では古川町一丁目の屋敷数は10、町の役数は13役であるが、宝永3年は屋敷数13・役数13役、安政3年絵図では屋敷数15・役数12役に漸増している。地並絵図の中には享保11年・明和2年（1765）の富島町一丁目の絵図が含まれ〔7・8〕、同様に名義変更の付箋が多い。したがって享保11年については、古川を挟んで北の富島町一丁目、南の古川町一丁目の町の様子を総合的に知ることができる。

◎ 宗旨人別帳について

戸口に関しては、安政 2 年から明治元年にかけての「宗旨人別帳」がまとまって残る〔14～24〕。宗旨人別帳の基本的な構成は、(1) 最初に役数と住宅（町内に屋敷を構えて住んでいる者）・町内持（町内の住人で、かつ町内に別の屋敷地を所有している者）・他所持（町外の住人で、町内に屋敷地を所有している者）の別で戸主の一覧を載せる、(2) 切支丹、博奕、遊女・若衆に関する法度の請証文である「差上申証文之事」の本文を書く、(3) 町年寄を筆頭に、家持で外にも町内に屋敷地を所有している者の人別を書上げ、戸主名の所に一年間毎月調印を行なう、というものである。宗旨人別帳の中には一部を省略したものも見られる。毎月の調印は、法度の請証文の中に「家持之儀ハ不及申、借家・店かり・借地之者并下人・下女等迄、毎月町中不残穿鑿仕」とあることに応じた確認印である。

元治元年（1864）10 月の「家持借家宗旨人別帳」〔20〕を例にとると、当時の家数 16 軒の内、住宅が 5 軒、町内持が 9 軒、他所持が 2 軒となっている。町内持はすべて住宅の戸主であり、他所持は摂津国西成郡九条村の者が 1 人で 2 軒を所有している。したがって、最後の人別は他所持を除き、住宅 5 軒の戸主、つまり年寄の河内屋休兵衛、河内屋弥兵衛・河内屋貞治郎・榎並屋七良兵衛・河内屋宗吉、さらに河内屋休兵衛の借家に住む河内屋清助の一家について記載される。

年寄の河内屋休兵衛家では戸主休兵衛と女房、倅 1 名、娘 1 名、孫 3 名、下人（下男）6 名、下女 2 名が列記されている。住宅 5 軒の内 4 軒は河内屋の屋号を持ち、借家に住む河内屋清助も、もとは河内屋休兵衛家の奉公人（下人の筆頭）であって、文久元年に別宅となっている〔19〕。おそらく商家の慣習として、分家の他にも暖簾分けなどで以前の奉公人が主家の屋号をもらい、周辺に住むようになった結果であろう。

この帳面の調印は、元治元年 10 月から翌慶応元年 9 月までの一年間であるが、戸主名の下に最初の印を押し、翌月からは戸主名の上に、下から上に向かって一列に押す。慶応元年には閏五月があるので、計 13 か月となり、押印は 13 顆である。

◎ その他の史料

河内屋休兵衛は、明治 3 年（1870）9 月始まりの「古川壺丁目勘定帳」〔27〕に勘定年番として登場するが、おそらく代替わりしていると考えられる。年 6 回の節季にあたり、富島町一丁目と合同で行なう諸入用割方立会勘定で、勘定年番と月行司 2～3 名（古川 1 丁目・富島 1 丁目両町から出る）、および年寄が記名捺印している。明治 4 年 5 月までの古川一丁目年寄は阿波屋庄次郎、7 月からは「北を組四番少年寄」の藤沢紋三郎に替わっている。この立会勘定では、御用郷用打金、郷方諸入用打銭、川浚御手伝献金、富島・古川四町組合入用、茨住吉・堀川えびすへの初穂料などの配分が決められていた。

古川町一丁目文書で特異な史料として、「大坂町中江出寺請状諸宗寺々五人組判形帳」〔26〕があげられる。元禄 8 年（1695）9 月の年記を持ち、宗旨手形発給の厳正化と切支丹禁制のためのもので、巻末に酉（寛文 9 年）8 月 29 日付、大坂町奉行石丸石見守定次（東）と彦坂壺岐守重紹（西）の触書があり、宗旨手形の雛形、切支丹・博奕・遊女の法度請書および家役数・人数合計の書式を記載する。大坂三郷および周辺村々に所在する計 422 寺の本末関係・印鑑が判明する美しい帳簿である。表紙に「古川町壺丁目」とあるが、各町に同じものが備え付けられていたとは考えにくく、より広域で利用されていた可能性がある。